

## 兵庫事務所・姫路事務所における試験機の判定値間違いについて

自動車技術総合機構 兵庫事務所の検査コースに設置された速度計試験機 7 台中 2 台において、本年 2 月 24 日から 7 月 6 日までの間、判定値が間違っ設定されていたことが判明いたしました。

この間に当該コースにて審査した車両約 1 万 8 千台に対して、速度計の誤差が最大 1.9km/h 大きいという保安基準不適合の状態、基準適合として判定したおそれがあります。これらの車両については、大変恐縮でございますが、基準適合性の確認検査※を実施いたしますので、受検についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、統計上、約 1 万 8 千台中の約 40 台が基準不適合であった可能性がございます。

また、兵庫事務所における判定値間違いを受け、他の事務所において再確認を行ったところ、3 月に改修を行った姫路事務所の検査コースに設置された前照灯試験機 1 台において判定値の設定不備が判明しましたが、これにより保安基準不適合の状態と適合と判断した車両はございません。

受検者を始め多くの関係者の皆様方にご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に向けて全力を尽くして参ります。

※確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

### 1. 兵庫事務所における速度計試験機の判定値間違い

#### 1) 概要

- ①機器：兵庫事務所 大型車・小型車兼用検査コース（第 5・第 6 コース）速度計試験機
- ②期間：平成 29 年 2 月 24 日から 7 月 6 日まで
- ③誤判定したと思われる受検車両数：約 1 万 8 千台
- ④判定値：速度計試験機の判定値が保安基準改正に伴い平成 19 年に変更され、新基準と旧基準が適用される車両がありましたが、新基準と旧基準の判定値とが入れ替わっていました。

新基準：平成 19 年以降に製作された車両

$31.0\text{km/h} \leq \text{測定値（速度計の指示値が } 40.0\text{km/h の時）} \leq 42.5\text{km/h}$

旧基準：平成 18 年以前に製作された車両

$31.0\text{km/h} \leq \text{測定値（速度計の指示値が } 40.0\text{km/h の時）} \leq 44.4\text{km/h}$

#### 2) 確認検査の実施について

- ①対象：平成 29 年 2 月 24 日から 7 月 6 日までに兵庫事務所 大型車・小型車兼用検査コース（第 5・第 6 コース）により検査を受検した車両（平成 19 年以降に製作された車両に限ります。）
- ②確認検査のご案内：上記車両の使用者の皆様宛に、確認検査の受検に関する封書（ダイレクトメール）を発送いたします。ダイレクトメールがお手元に届きましたら、速やかに開封いただくとともに内容をよくご確認ください。  
また、確認検査を円滑に受検できるように予約を受け付けますので、ダイレクト

メールに記載されました確認検査専用の予約窓口（フリーダイヤル）まで電話をいただきますようお願いいたします。

- ③窓口：確認検査の実施に係るお問い合わせについては近畿検査部にお尋ねください。  
（電話番号：072-812-1818）

### 3) 発生原因

速度計試験機を含む検査機器については、機構本部で標準仕様を定めておりますが、兵庫事務所の速度計試験機 2 台は標準仕様と異なり、新基準と旧基準の判定値を入れ替えて設定する仕様となっております。なお、速度計試験機において標準仕様と異なるものは、兵庫事務所の当該機器のみであります。

一方、昨年 10 月に判明した検査機器の判定値設定の不備事案に対する再発防止策として、検査機器の設定値を容易に変更できないようにパスワードを設定する作業を行って参りました。

兵庫事務所では、本年 2 月 24 日にパスワード設定作業が行われましたが、この際、標準仕様と異なる仕様の速度計試験機への作業について詳細な設定手順書がなかったため、当該試験機の設定を標準仕様と同じものに改めたことから、新旧の判定値が入れ替わるという事態を招いてしまいました。

## 2. 姫路事務所における前照灯試験機の判定値設定不備

### 1) 概要

- ①機器：姫路事務所 大型車・小型車兼用検査コース（第 2 コース）前照灯試験機  
②期間：平成 29 年 3 月 8 日から 7 月 10 日まで  
③誤判定したと思われる受検車両数：なし  
④判定値：すれ違い前照灯の光軸について、上下方向の向きに上限値と下限値が決められていますが、この下限位置の設定値が照明部中心の高さから 200mm までの範囲とされているところを 270mm に設定されておりました。

### 2) 確認検査の実施について

誤判定した車両はございませんので、確認検査は実施いたしません。

### 3) 発生原因

当該前照灯試験機を本年 3 月 3 日に改修した際に、判定値が正しく設定されているかについて確認を怠ったことから、判定値の設定に不備がある状態で、当該試験機の使用を開始いたしました。

## 3. 再発防止策

- ①検査機器は本部が作成する仕様のみとして、特定の事務所だけに設定するような特殊な仕様は禁止いたします。  
②基準改正等のために判定値の設定を変更する場合及び検査機器の設置・改修を行う場合には、複数の者で判定値の確認を行うとともに、機構本部と当該事務所が互いに情報交換を行うように手順書を作成いたします。  
③兵庫事務所の当該速度計試験機については、本来の仕様に戻すための改造を行いました。また、姫路事務所の前照灯試験機については判定値の修正を行います。

問い合わせ先 〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8-2 住友生命四谷ビル 自動車機構本部 企画部企画課 電話 03-5363-3441 (代表) FAX 03-5363-3347
---